

四街道市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>附 則 (<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>